

副業・兼業に関するデータ

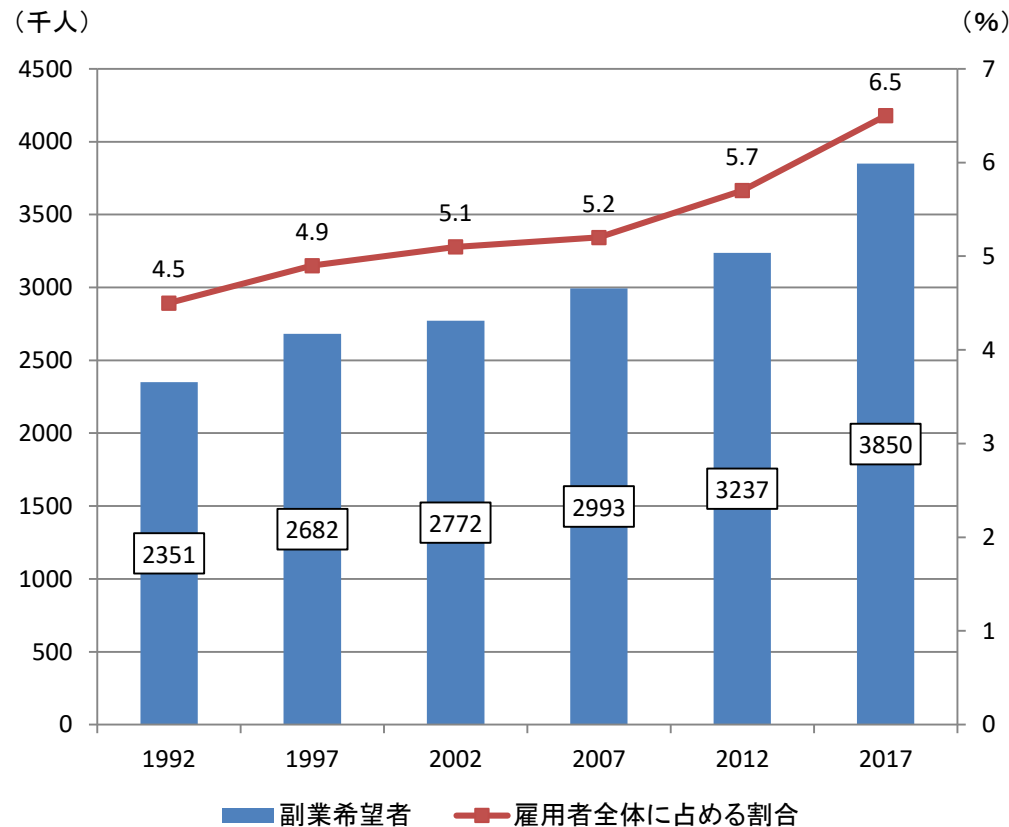
資料目次

○ 副業・兼業の現状(働き手側①)	1
・ 副業を希望する雇用者は、増加傾向。本業も副業も雇用者である者は、増加傾向。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側②)	2
・ 副業をしている者を本業の所得階層別にみると、本業の所得が299万円以下の階層で全体の約3分の2を占めている。	
・ 雇用者総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が199万円以下の階層と1000万円以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高い。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側②: 正規の職員・従業員)	3
・ 副業をしている者を本業(正規の職員・従業員に限る。)の所得階層別にみると、本業の所得が300万円以上の階層で全体の6割以上を占めている。(副業の有無に関わらず、本業の所得が300万円以上の階層が全体の7割弱を占めていることに留意が必要。)	
・ 雇用者(うち正規の職員・従業員)総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が99万円以下の階層と1000万円以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高い。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側②: 非正規の職員・従業員)	4
・ 副業をしている者を本業(非正規の職員・従業員に限る。)の所得階層別にみると、本業の所得が299万円以下の階層で全体の約9割を占めている。	
・ 雇用者(うち非正規の職員・従業員)総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が100万円以上の各階層においては、雇用者総数に対する副業をしている者の割合(P2参照)より高い。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側③)	5
・ 「正社員」、「パート・アルバイト」、「その他(派遣・契約社員等)」は、全体の就業者数の増加に比べて、副業者数が大きく増加した。	
・ 「会社役員」は、全体の就業者数が減少する一方、副業者の数は増加した。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側④)	6
・ 副業・兼業を行う理由は、「十分な収入」が一番多い(44%)	
・ 6割が今後も副業・兼業を続けたいと希望しており、本業への影響もプラスという認識が6割。	
○ 副業・兼業の現状(働き手側⑤)	7
・ 副業・兼業者の週労働時間の全体としての平均は、就業者平均と差がないが、副業・兼業者の方が比較的、長い週労働時間の者の割合が大きい。	
・ 副業・兼業先の1週間の平均労働時間は、約半数の働き手が週平均1～9時間。	
○ 副業・兼業の現状	8
・ 副業・兼業を許可する予定はない企業は75. 8%。	
・ 副業・兼業を許可しない理由は、「過重労働となり、本業に支障をきたすため」が最多であり、「労働時間の管理・把握が困難になる」が続く。	

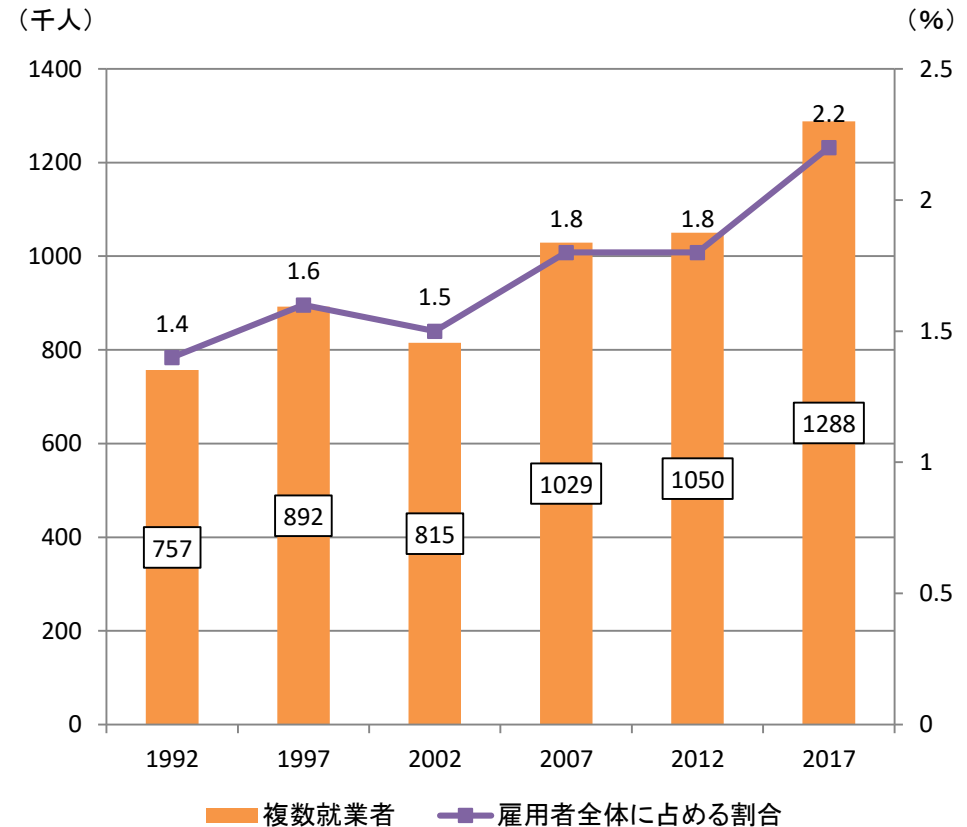
副業・兼業の現状(働き手側①)

- 副業を希望する雇用者は、増加傾向。
- 本業も副業も雇用者である者は、増加傾向。

＜副業を希望している雇用者数の変化＞



＜副業者数（雇用×雇用）の変化＞



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

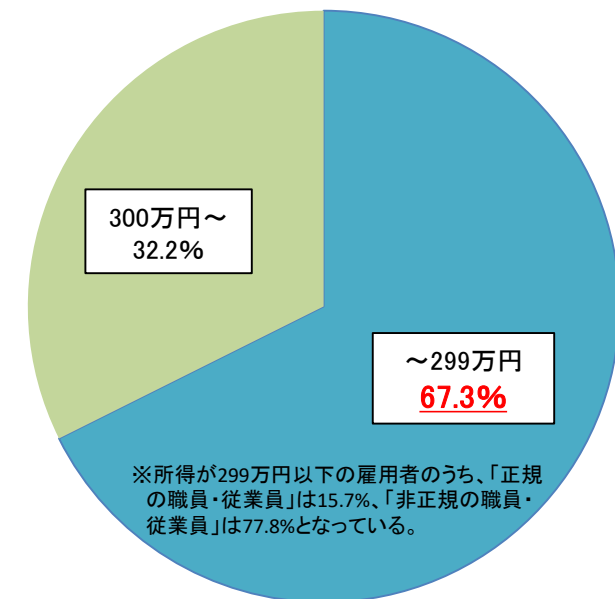
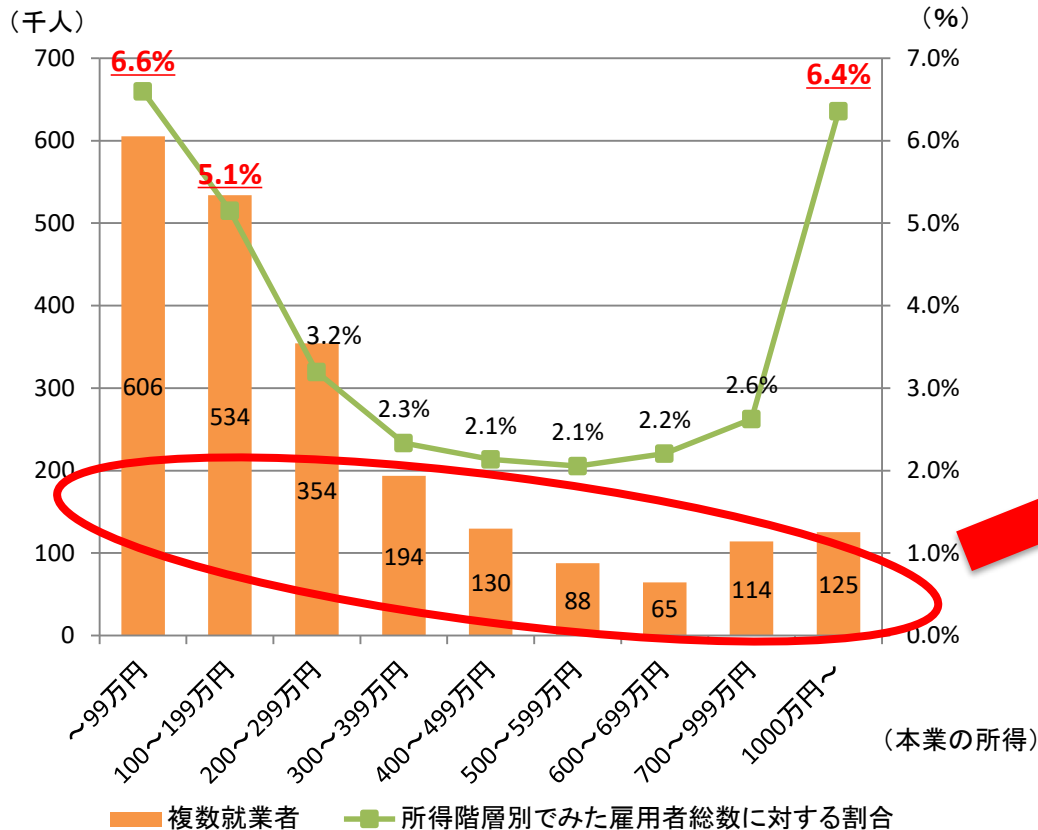
※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。

副業・兼業の現状(働き手側②)

- 副業をしている者を本業の所得階層別にみると、本業の所得が299万円以下の階層で全体の約3分の2を占めている。
- 雇用者総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が199万円以下の階層と1000万円以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高い。

＜本業の所得階層別でみた副業している者の数＞

(注) 本業については、「雇用者」
副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従事者」を含む。



※所得が299万円以下の雇用者のうち、「正規の職員・従業員」は15.7%、「非正規の職員・従業員」は77.8%となっている。

(注) 円グラフの構成比の算出に当たっては、同調査の「雇用者」の「総数」を分母としているため、合計は100%とならない。

※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。
また、「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分したもののうち、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめたものを「非正規の職員・従業員」としている。

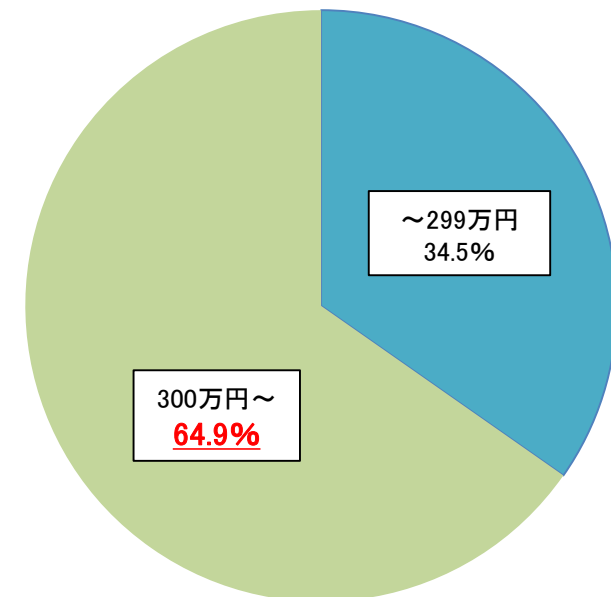
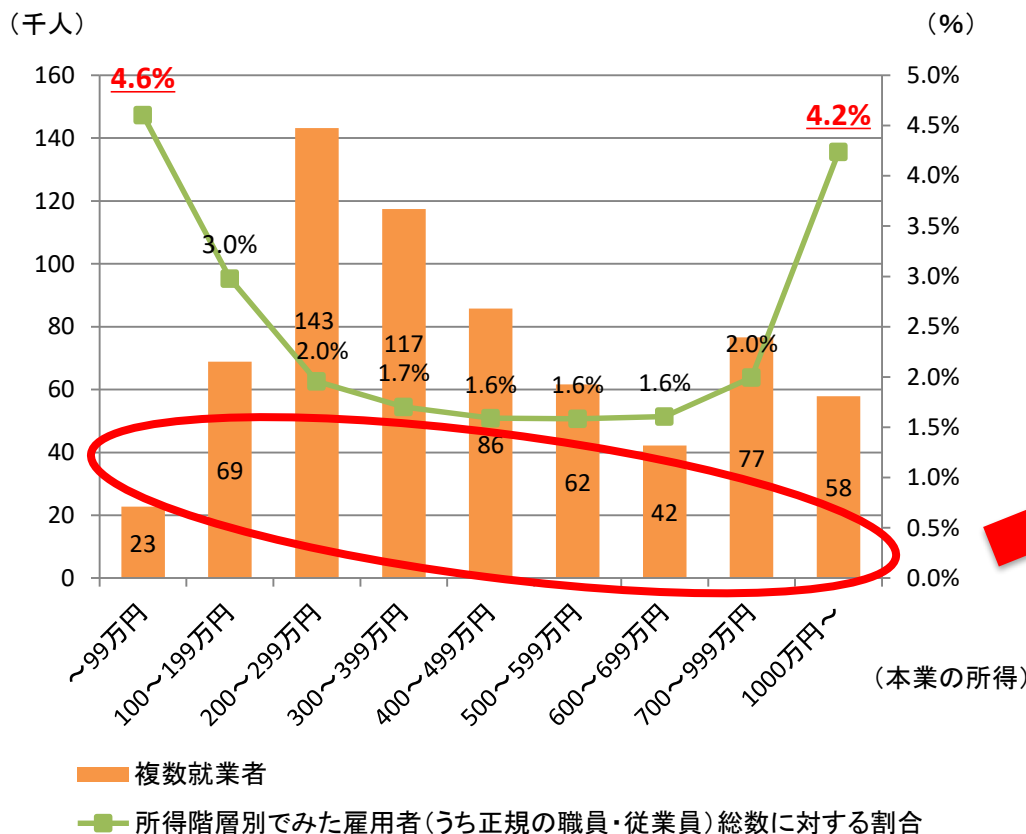
(出典) 総務省「平成29年就業構造基本調査」

副業・兼業の現状(働き手側②): 正規の職員・従業員

- 副業をしている者を本業（正規の職員・従業員に限る。以下このページにおいて同じ。）の所得階層別にみると、本業の所得が300万円以上の階層で全体の6割以上を占めている。（副業の有無に関わらず、本業の所得が300万円以上の階層が全体の7割弱を占めていることに留意が必要。）
- 雇用者（うち正規の職員・従業員）総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が99万円以下の階層と1000万円以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高い。

＜本業の所得階層別でみた副業している者の数＞

（注）本業については、「雇用者（うち正規の職員・従業員）」
副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従事者」を含む。



（注）円グラフの構成比の算出に当たっては、同調査の「正規の職員・従業員」の「総数」を分母としているため、合計は100%とならない。

※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員（会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者）」も含まれている。

また、「正規の職員・従業員」は、「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって7つに区分（ほかに、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」）したもの1つである。

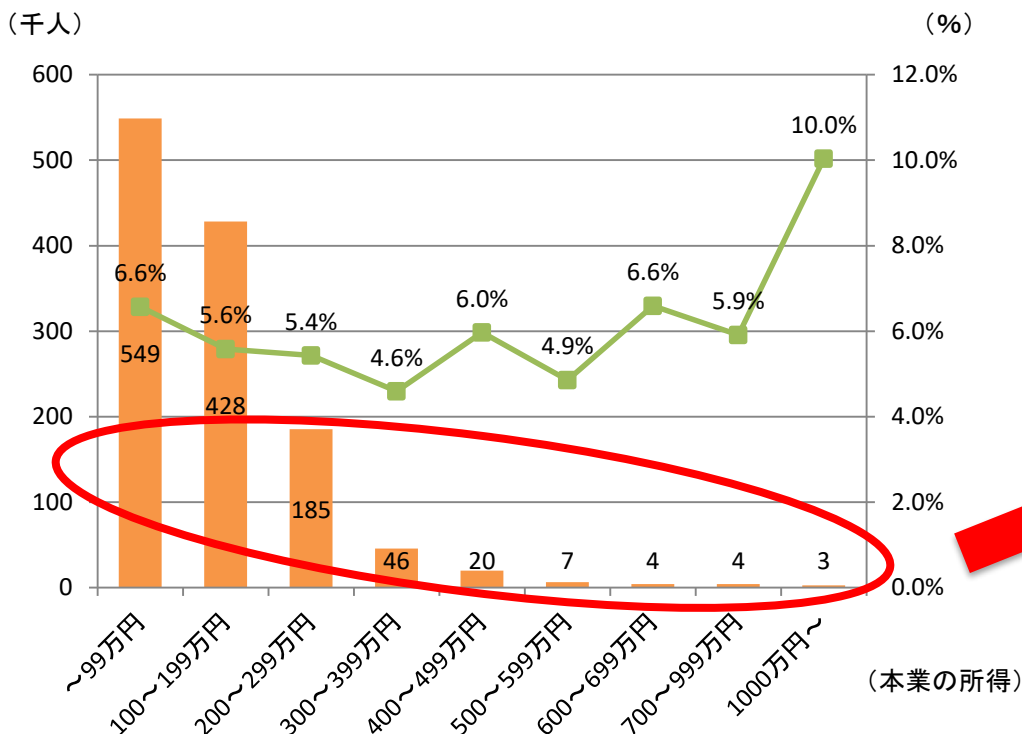
（出典）総務省「平成29年就業構造基本調査」

副業・兼業の現状(働き手側②: 非正規の職員・従業員)

- 副業をしている者を本業（非正規の職員・従業員に限る。以下このページにおいて同じ。）の所得階層別にみると、本業の所得が299万円以下の階層で全体の約9割を占めている。
- 雇用者（うち非正規の職員・従業員）総数に対する副業をしている者の割合を本業の所得階層別にみると、本業の所得が100万円以上の各階層においては、雇用者総数に対する副業をしている者の割合（P2参照）より高い。

＜本業の所得階層別でみた副業している者の数＞

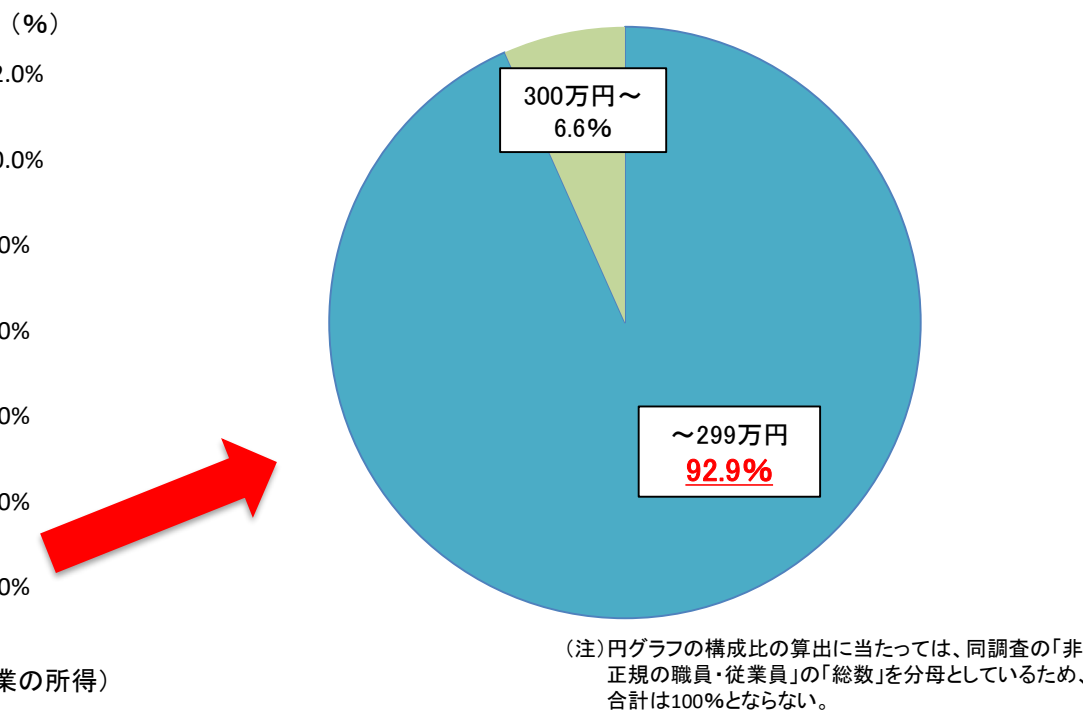
（注）本業については、「雇用者（うち非正規の職員・従業員）」
副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従事者」を含む。



■ 複数就業者

■ 所得階層別でみた雇用者総数(うち非正規の職員・従業員)に対する割合

（出典）総務省「平成29年就業構造基本調査」

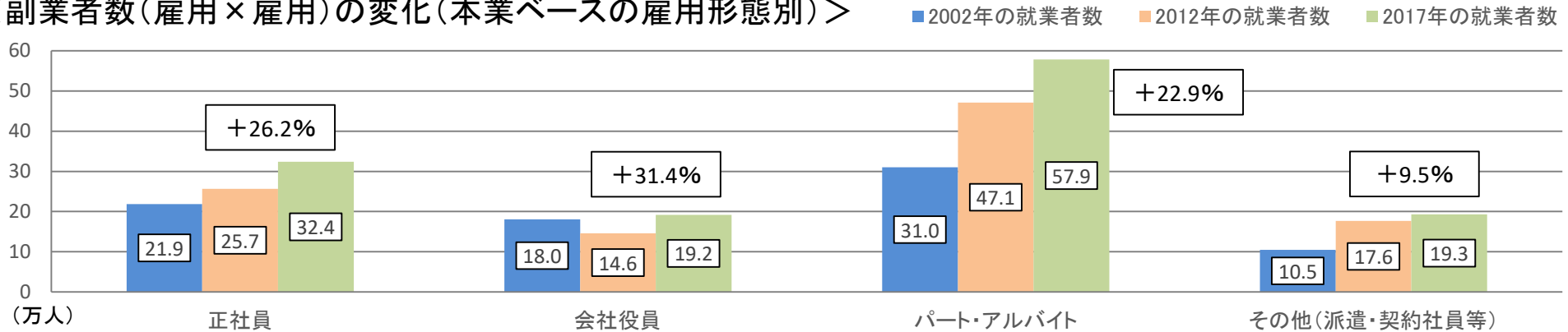


※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。
また、「非正規の職員・従業員」は、「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分したもののうち、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめたものである。

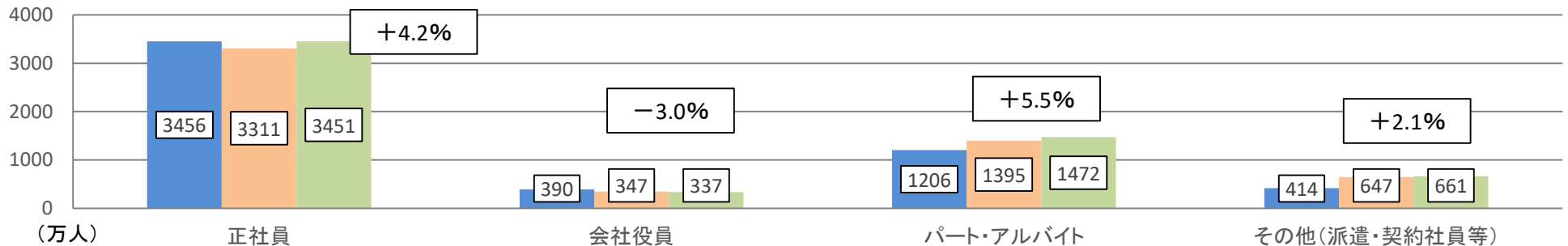
副業・兼業の現状(働き手側③)

- 「正社員」、「パート・アルバイト」、「その他(派遣・契約社員等)」は、全体の就業者数の増加に比べて、副業者数が大きく増加した。
- 「会社役員」は、全体の就業者数が減少する一方、副業者の数は増加した。

<副業者数(雇用×雇用)の変化(本業ベースの雇用形態別)>



<全体の就業者数(雇用)の変化>



<副業者数の変化(本業ベース)と全体の就業者数の変化の比較(2012年からの増減率の比較)>

	正社員	会社役員	パート・アルバイト	その他(派遣・契約社員等)
副業者	26.2%	31.4%	22.9%	9.5%
全就業者	4.2%	-3.0%	5.5%	2.1%

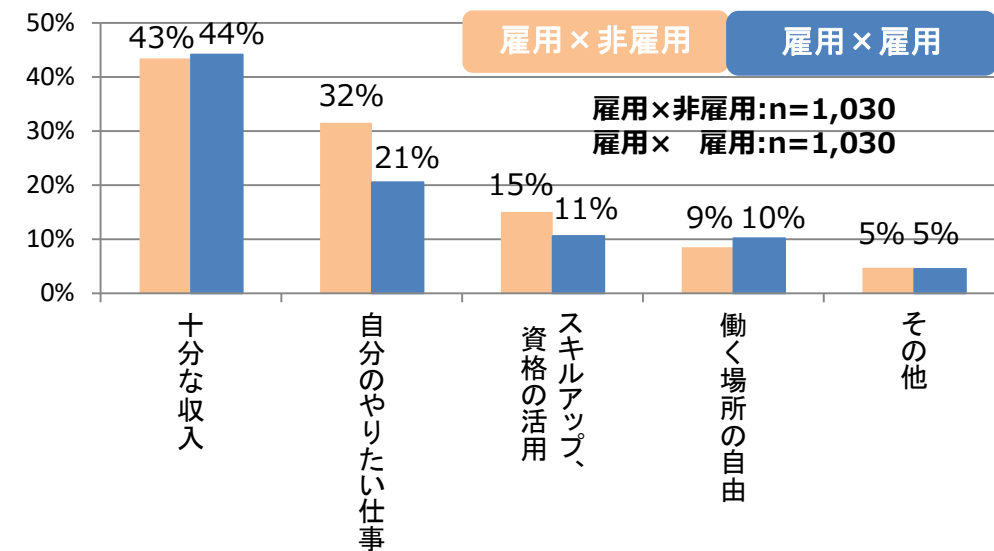
(出典)総務省「就業構造基本調査」

※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。

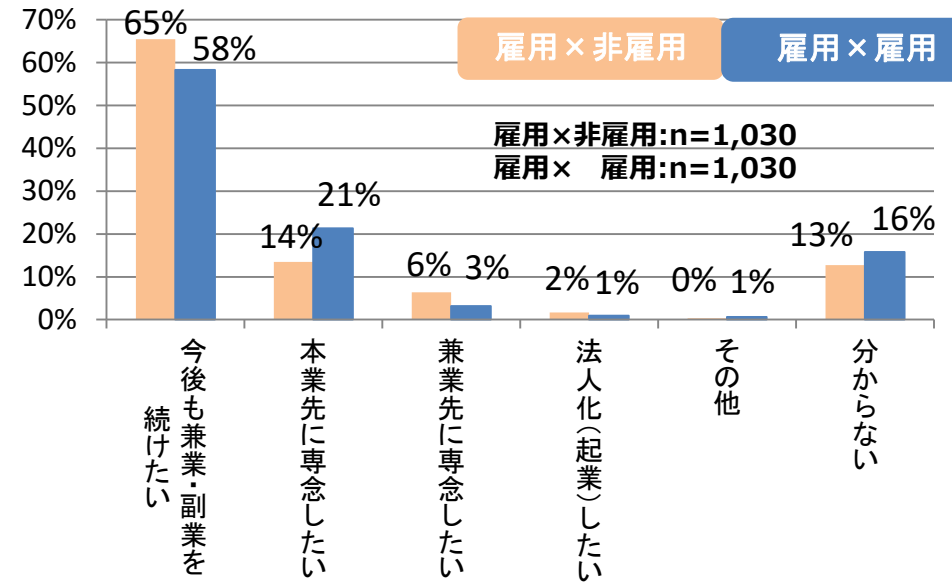
副業・兼業の現状(働き手側④)

- 副業・兼業を行う理由は、「十分な収入」が一番多い（44％）。
- 6割が今後も副業・兼業を続けたいと希望しており、本業への影響もプラスという認識が6割。

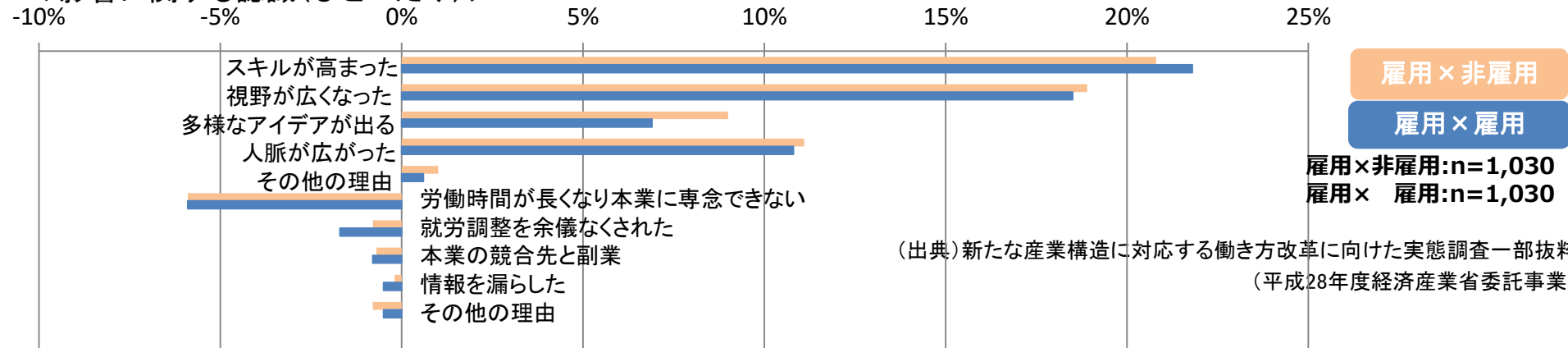
＜現在の働き方(副業)を選択した理由(複数回答可)＞



＜今後の働き方の希望＞



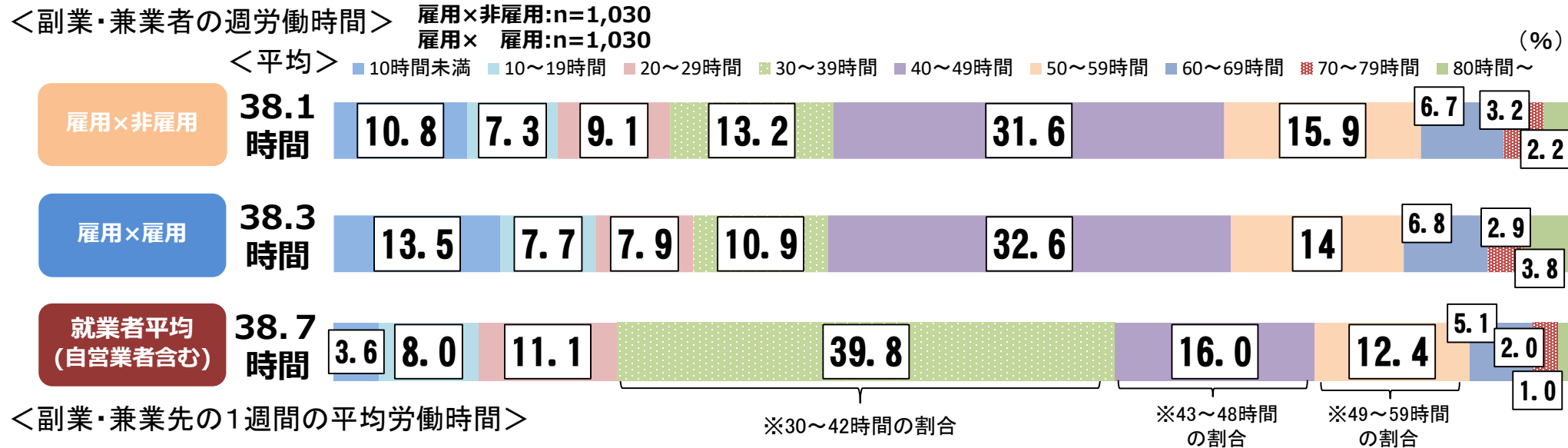
＜本業への影響に関する認識(ひとつだけ)＞



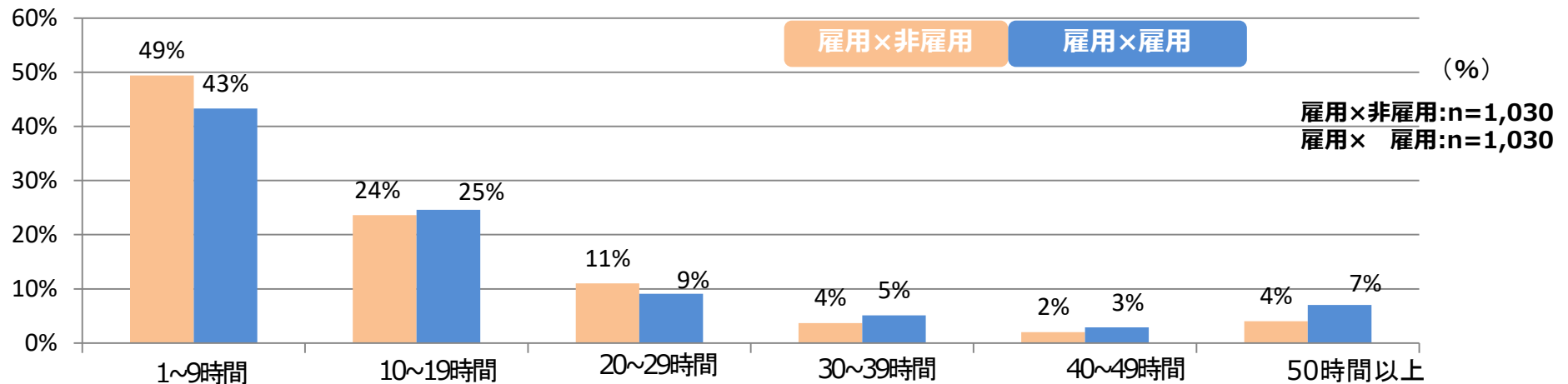
(出典) 新たな産業構造に対応する働き方改革に向けた実態調査一部抜粋
(平成28年度経済産業省委託事業)

副業・兼業の現状(働き手側⑤)

- 副業・兼業者の週労働時間の全体としての平均は、就業者平均と差がないが、副業・兼業者の方が比較的、長い週労働時間の者の割合が大きい。
- 副業・兼業先の1週間の平均労働時間は、約半数の働き手が週平均1時間～9時間。



＜副業・兼業先の1週間の平均労働時間＞



(出典) 新たな産業構造に対応する働き方改革に向けた実態調査(平成28年度経済産業省委託事業)一部抜粋・改変

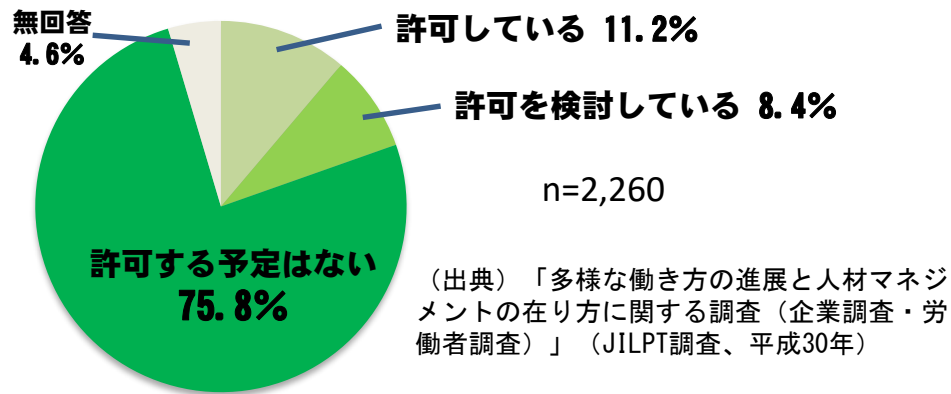
※就業者の労働時間は「労働力調査平成28年度平均(基本集計)」

副業・兼業の現状

- 副業・兼業を許可する予定はない企業は75.8%。
- 副業・兼業を許可しない理由は、「過重労働となり、本業に支障をきたすため」が最多であり、「労働時間の管理・把握が困難になる」が続く。

- 企業は、労働時間算定に関する取扱いの明確化、社会保障関係の手續の簡素化、労災基準の明確化等を政府に期待。

＜企業の副業・兼業に関する意向＞



＜副業・兼業について政府に期待すること(複数回答可)＞



＜副業・兼業を許可しない理由(複数回答可)＞



(出典) 企業における働き方改革の実態調査
(平成28年度経済産業省委託事業)

※従業員の副業・兼業に関する意向について、「副業・兼業の許可する予定はない」とする企業を対象に集計。

(出典)「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査(企業調査・労働者調査)」

(JILPT調査、平成30年)